

訪問看護利用料・加算一覧

R6.6改定

訪問看護費(病院・診療所)		30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満
正看護師 が行った場合	単価(単位)	399	574	844
	1割(円)	405	583	858
	2割(円)	810	1166	1716
	3割(円)	1215	1749	2574
准看護師 が行った場合	単価(単位)	359	516	759
	1割(円)	365	524	771
	2割(円)	730	1048	1542
	3割(円)	1095	1572	2313

※准看護師が行った場合は、正看護師が行った場合の所定単位数の90/100を算定する。

加算一覧		単価(単位)	1割(円)	2割(円)	3割(円)
初回加算Ⅰ	1回	350	355	710	1065
初回加算Ⅱ	1回	300	305	610	915
口腔連携強化加算	1回/月	56	56	112	168
同一建物減算		所定単位数×90/100			
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×-1/100			
業務継続計画未策定減算		所定単位数×-1/100			

・H30年4月より徳島市は「地域区分別の単価」が7級地となり、1単位=10.17円となります。

・業務継続計画未策定減算については、感染予防及び蔓延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合にはR7.3.31までの間適用しない。